

## フイヒテの道德學に就ての考察 (承前)

世 良 壽 男

### 三、道德的原理の權利付け

一、知識學の教ふる所に從へば、吾人の自我の根柢には、それを成立せしむべき必然的條件として、先驗的綜合又は人格的同一ともいふべき純粹事行 (reine Tathandlung) をば認めなければならぬ。而てこの純粹事行は、自己自からにのみ向けられ、又自己自からによりてのみ規定せらるる純粹行爲であつて、かの『自我は自我なり』といふ自覺の原本的形式は、實にこの純粹事行の本質の發表に外ならないのである。而て此の純粹事行の本質を造るところの『自我は自我なり』は、前にも述べたる如く、決して、單なる論理的自同ではない。これに於ては自我を自我に同じとして考ふる處の自我は、又かく考へられた自我である。即ち働らく自我は同時に存在する自我であり、行爲と所業、意味と實在とは、この自我に於いては全く同一である。然しながら又翻つて考ふれば、この絶對的自己同一としての純粹事行は、その自己同一といふことの中に既

に一つの對立をば包有して居なければならぬ。即ち自我が自我に同一である、といふことは、自我が自我自からに歸り行き、これをば對象となすといふこと、従つて自我をば非我として立するといふことに外ならない。かくて自我は、それ自から自我なると同時にまた非我でなければならぬ。而かも此の自我にして同時に非我といふ矛盾の統一の中に、即ち、自我が同時に非我として自己を破壊をすることによりて却つて一層深き自己をば實現し行くことの中に、換言すれば、無限の努力として、自から立したる障礙をば克服し行くことの中に、純粹事行としての自我の最深の本質があり、又ここに對象成立の根據が存するのである。かくして此の意味に於て、自我の本質は、前にも述べたる如く道德的意志であり、倫理的當爲であり、又は無上命法そのものであると言ふことが出来る。而て此の如き道德的意志又は倫理的當爲に結付けらる行爲のみが、『唯だ爲さるるが故にのみ爲さるるところの行爲、即ち絶對的の自己規定、又は自由を以て爲さるるところの行爲、即ち行爲の凡ての規定の根據が行爲そのものの中に存するところの行爲』であつて、吾人の道德學の對象は實に此の如き道德的本性と道德的行爲とに存すると言はなければならぬ。

二、フイヒテに従へば、今、吾人の認識は、此の如き道德的本性と道德的行爲とに對して

二様の態度をとることが出来る。若し吾人にして、これをば、單に、それがあらはるるままに、事實としてとり入れ、毫もそれ以上の根據を問はざるならば、吾人は、ここに、道徳本性及び行爲に關する、事實的、又は、一般的、認識 (faktische od. gemeine Erkenntnis) を得るであらうが、然し、こは、その本質につきて、何等吾人に指示しない、従つて、こは、決して吾人の理性の要求に満足を與ふるものではない。それ故に、吾人は、決して此の如き事實的認識に止まらずして、進んで、此の如き事實の根據をば、見なければならぬ。即ち、此の事實をば、その必然的條件より導き出さなければならぬ。而て、此くの如くにして、ここに、道徳的意識の事實の發生的、認識 (genetische Erkenntnis) は、成立するのである。而て、若し、此の場合、吾人にして、吾人の道徳的意識の事實をば、『最高の絶對的原理、即ち、自我性 (Ichheit) の原理よりして導き出す』ならば、又は、『理性、一般の體系よりして必然的として演釋する』ならば、こは、やがて、道徳性、の原理の權利付け (Deduktion des Prinzips der Sittlichkeit) に外ならないのである (Z. 108-9, 113)。而て、この道徳的原理の權利付け、といふことは、吾人の道徳學に於ける最初の主要問題でなければならぬ。然らば、吾人は、今、如何にして、此の道徳的原理をば、理性一般の體系又は自我の概念よりして導き出すことが出来るであらうか。

三、今、吾人の道徳性 (Sittlichkeit) は、前にも述べたる如く、凡ての外的目的よりして全然獨立せる行爲に於て成立する。従つて、こゝは、吾人の絶對的なる自發性 (Selbstthätigkeit) 又はこの自發性の概念のみを唯一の法則となす處の行爲に於て成立する。若し吾人にして、この絶對的自發性の概念をば吾人の行爲の規範となすこと、即ち凡ての行爲に於て、此の概念によりて自からを規定することをば餘儀なくせらるるならば、此の如き自發性はやがて、吾人の法則即ち道徳的法則 (Sittengesetze) でなければならぬ。而て、若し吾人にして、何故に吾人の自發性の概念をば吾人の行爲の法則と爲すことを餘儀なくせらるるかを見るならば、而てこの必然性が自我の本質よりして導き出さるるならばこれによりて道徳的法則は權利付けられ、道徳學は基礎付けらるであらう。

それ故に吾人は、この道徳的自我の内部に於て、自由は如何にして、此の自我の法則として發現し得るか。又は自由と必然とは、如何に自我に於て内的に結付き得るかを見なければならぬ。而て吾人は此の問題を解決する爲めに再び吾人の自我に於けるかの主觀的と客觀的との根本的對立の意味及びその發展につきて考へて見なければならぬと思ふ。

フイヒテに從へば、元來、吾人の自我の本質は、主觀的と客觀的、表象と實在との絶對的同一に於て成立する。即ち主觀的も客觀的も、決してそれ自身、自我の本質ではなくして、却つて、此の兩者の絶對的綜合が自我の本質である。然しながら吾人は、實際、この主客の絶對的同一をば自我として、これを意識することは出來ぬ。これをば自我として意識する爲めには、吾人は、既に、かの主觀的と客觀的との區別をば豫想しなければならぬからである。それ故に、余は、余を、思惟するが故に、それ故に、存在するのでもなければ、又、余は存在するが故に、それ故に、思惟するのでもない。此の如き故に、(weil) それ故に、(denn) は、ここにては、全く、無意義である。自覺に於ては、思惟と存在とは絶對的に同一でなければならぬ。自我の本質は唯だ、Schleierhin に、此の如き、不可思惟的、一者 (das undenkbar-e Eine) 即ちである、といふ外はないのである。(S. 10. 26.) かくて、余の全自我は、それ自からとしては、決して理解せらるることは出來ぬ。從つて、又、その規定性も、直接に理解せらるることは出來ぬ。唯だ主觀的と客觀的との交互作用といふことによりてのみ、全自我の規定に近づくことが出来るのみである。吾人は、それ故に、この主觀的と客觀的との交互作用の意味をば、今一層進んで考へて見なければならぬ。

先づ、吾人は、主觀的が客觀的によりて規定せられたるものとして見る。今、客觀性的の本質は、絶對的、不變的の Bestehen である。而て、これが、主觀的へ適用せらるれば、固定的、不變的、思惟又は、合法的、必然的、思惟をば與へる。然るにかの常に客觀的と結合せる處の規定、衝動 (Bestimmender Trieb) は、それ自から、絶對的、自發性への衝動 (Trieb zur absoluten Selbsttätigkeit) であつた。それ故に、知性は此の場合、自己に對して、絶對的、自發性、不變的、法則をば與へなければならぬ。次に、吾人は、客觀的をば主觀的によりて規定せられたものとして考へる。今、主觀的は、絶對的なる、而かも完全に規定せられざる、自由の能力 (Vermögen der Freiheit) の定立である。これによりて、かの客觀的は、規定せられ、表はされ、制約せられる。而てかの自我の立法 (Gesetzgebung) は、吾人が自から、自由として考ふる、といふ條件の下にのみ現はれる。而かも、若し吾人にして、自からをば自由として考ふるならば、この立法は必然的に現はれて來るのである。

(五) (このまじ) かくて吾人は、意識を伴へる概念によりて但し、絶對的、自發性、の概念に従ひて、schlechtin 自己を規定しなければならぬ。而て、此の如きは、吾人の、絶對的、自發性への、原始的、衝動 (Ursprünglicher Trieb zur absoluter Selbsttätigkeit) に外ならないのである。

以上の如く、余の主観的によりて規定せられたるものとしての余の客観的は、獨立的の能力、Vermögen der Selbstständigkeit)としての自由(Freiheit)の概念を與へ、而て、余の客観的によりて規定せられたるものとしての余の主観的は、余の自由により、唯だ獨立性の概念に従ひてのみ余を規定する處の必然性(Notwendigkeit)の概念をば、主観中に、與ふるのである。然しながら、吾人は今翻つて、絶對的の立場に立つて之を考ふるならば第一の場合の如く、余の主観的をば、客観的に依存するものとして考ふることも、又第二の場合の如く、客観的をば主観的に依存するものとして考ふることも、共に正當であつてはならぬ。却つて此の兩者は、schlechthin に一つ(Eins)として考へられなければならぬ。即ち、これに於ては、自由をば、法則を規定するものとして、又、法則をば、自由を規定するものとして、考へられなければならぬ。即ち一方は他方なくしては考へられず、而て一方が考へらるれば、必然的に、他方がこれに結付いて考へられなければならぬ。それ故に、若し、汝を自由なりとして考ふるならば、汝は、自由をば法則の下に考ふることを餘儀なくせられるであらう。而て若し、汝が、此の法則を考ふるならば、汝は汝を自由として考ふることを餘儀なくせられるであらう。これ此の法則に於て汝の自由は豫想せられ、而て此の法則は、又同時に、自由に對する法則として示さ

るからである。(S. d. S. 416—7)

然しながら吾人は、勿論此の自由をば、Schleierhain に何等法則の本に立たず、却つてその規定の根據をば、又かの存在の根據として考へらるる思惟の規定の根據をば、全然自己自からの中に包有せるものとして考へることが出来る。而て若し吾人にして、自由をば、正當に考へんと欲するならば、自由の本質が全く概念に基づくが故に、しか考へなければならぬであらう。而かも此の場合、この概念は、彼自から以外の或物によりて、絶對的に規定し得ざるところのものである。吾人はそれが自由なるが故に、従つて、凡ての可能的の仕方にて於いて規定し得るが故に、自由をば又一定の規律 (Regel) の下に考ふることが出来なければならぬ。而て此の規律の概念は、自由なる知性それ自からが自から造り出したものなのであり、而て、又此の自由なる知性のみが自由を以て、自からをば、規律に従ふて規定し得るのである。それ故に、單なる作用 (bloßer Akt) に關しては、思惟は、絶對的に自由なりとするも、而かもそのの仕方 (Art und Weise) に關しては、それは一定の規律の下に立つと言はなければならぬ。

かくて此の行爲の仕方、に關して知性は、或る行爲をば、規律に従へるものとして、又他の行爲をば、規律に、反せるものとして、考ふるに至るのである。而かも現實的行爲



はどこまでも絶対的自由に依存して残る。即ち自由なる知性の行爲は現實に於て規定せられず、従つて機械的必然的でない。却つてそれは唯だ必然的觀念に於てのみ規定せられるのである。而て現實的必然性ならざる處のこの概念的必然性はこれをば正當に次の如くに表はすことが出来る。即ち此の如き行爲は至當であり又當然である。こはあらねばならぬ。而てこれと反對の行爲は當然でない。こはあるべからず、*『Ein solches Handeln gehöre und ebgühre sich, es solle sein : das Entgegengesetzte gehühre nicht, und solle nicht sein. S. d. S. 419.』*

今此の如き規律の概念は、*Schlechthin* に最初の無制約的なる而て何等自己以外の根據を有せず、絶対的に自己自からをば基礎付ける處の概念である。それ故に、此の如き規律に従ふ行爲はこれこれしかじかの根據よりあらねばならぬといふのではなく、却つてそれがあらねばならぬ故に *Schlechthin* にあらねばならぬのである。従つてこの當爲は、絶対的無條件的當爲 (*ein absolutes kategorisches Sollen*) である。それ故にかの規律は、又何等例外なく妥當する處の法則でなければならぬ。而て此の如き規律の立法をば、吾人はこれを、自律 (*Autonomie*)、又は自己立法 (*Selbstgesetzgebung*) と名けるのである。而て此の此き自律又は自己立法は第一に、既にそれの中に、法則一般の考へ

を豫想して居り、而てこの法則一般は、知性が單に、それをば反省することによりて、は直ちに法則となるのである。第二に法則の内容に關しては、絶對的獨立性、絶對的、自己規定性、以外の何物も要求せられない。従つて法則に従ふ意志の實質的規定は、全く吾人自からよりして取出されるのである。第三に、法則への吾人の必然的服従の全概念は、全く、自己の眞本質、即ち自己の獨立性に於ける自己自からへの自我の絶對的、自由、反省によりてのみ成立する。即ち要するに、理性はこれ等凡ての關係に於て、自己自から法則なるを以てこは當然、自律、又は自己立法がこれに歸せられ得なければならぬのである。

かくて、吾人は、これよりして、かの、如何にして、理性は、實踐的たり得るか、而て又如何にしてこの實踐、理性はかの理論、理性と別異の理性に非ずして、全く同一理性の顯現たるか、といふ、カントによりて充分解決せられずして、殘されたる問題が茲に明かになつて來るのを見るのである。元來理性は前にも述べたる如く、それ自からとして、は、決して存在し、成立する處の事物 (Ding) ではなくして、却つてそは、行爲 (Handlung) である、純粹行爲 (reines Tun) である。絶對的、自發的、行爲である。理性は、自己自からを直觀する。而て此のことをば、理性は、それが理性なるが故になすことを得、又實際になすの

である。然るに此の理性は吾人に於ては有限的理性である。従て、それが表象する凡てのものは又有限的であり、規定的である。それ故に又吾人の理性の行爲は、自己直觀及び有限性の法則によりて規定的となる。然し理性の純粹行爲を自己からの規定は、何等存在をば與へずして當爲を與へる。而て此の意味に於て、理性は、自己、自己、自己によりて、その活動を規定する處のものである。而て此の自己自からによりて自己の活動を規定するといふことはやがて實踐的となる、といふことに外ならぬのである。それ故に吾人は此の理性が自己規定によりて實踐的となるといふ意味をば一層明らかに考へて見なければならぬと思ふ。

先づ理性は、かの吾人の自然的要求により、又は吾人の自由なる氣隨によりて與へられたる目的に對する手段をば見出さなければならぬ、といふ點に於て實踐的である、と考へることが出来る。而かも此の如き意味に於ける理性はこれをば技術的、實踐的 (technisch-praktisch) と名付けらるべきもので、これは決して實踐理性の本質であつてはならぬ。然るに理性は又自己自からより、して又自己自からによりて目的をば立しなればならぬ。而して此の自己目的、自己規定といふ意味に於て、理性は、始めて直接的、實踐的 (Schlechthin praktisch) であると言ふことが出来る。要するに、理性の實

踐的尊嚴 (Praktische Dignität) は實に彼の絶對性 (Absolutheit) それ自からである。即ち彼以外の或物による不可規定性、又は自己自からによる完然なる規定性である。此の絶對性を認めず、この絶對性は、唯だ直觀によりて自己自からの中に見出し得るのであるが、却つて、理性をば、先づ初に外物が與へられなければならぬ處の單なる推理能力 (Räsoniervermögen) 又は、目的及びこれに對する手段の發見者として主張する處の人に對しては、如何にして理性は schlechthinpraktisch たり得るか、といふことは、常に理解すべからざることとして残るであらう。

四、今以上の如き理性の自己規定的行爲は、これをば、二つの方面より見ることが出来るであらう。即ち一つは、普通の意味に於ける道德的行爲であつて、かの自由の意識によりて伴はれたる行爲であり、他は先驗的見地に於てのみ行爲として認めらるべきもので、即ち表象に於ける行爲 (Handlung in der Vorstellung) である。然るに此の場合、合理性が第一の行爲に對して與ふる處の法則、即ち道德的法則 (Sittengesetz) は、理性自からによりて必ずしも常に従はるといふ如きものではない。これ道德法はそれの本質上自由の上に置かるるを以つてである。然るに理性が自から第二の行爲に對して與ふる法則、即ち思惟法則 (Denkgesetz) は必然的に理性によりて従はれる。こ

れ知性は、此の法則の適用に於て、よし、活動的(III)なりとはいへ、決して自由活動的(IV)でないからである。かくて理性の全體系は、第一の場合の如くあらねばならぬところのもの、及び、此の當爲に従ひ、あるところのものとして schlechthin に、要請せらるるものに關しても、又は第二の場合の如くあるところのものとして直接に見出さるるものに關しても、理性それ自らにより、必然的として、前以て規定せらるるのである。而かも理性が彼自からの法則に従ひて結合したるところのものをば、理往は、疑ひもなく、又、同一の法則に従ひて再び解くことが出来なければならぬ。而してここに又、理性に於ける自由と必然との内的結合の意味が存するのである。

五之を要するに、かの、主客の絶對的統一としての自我は、それが意識的となる時に、そは、必然的に、主客觀の二方面に分離し、而かも、こは、又、因果的、形式に於て、その必然的結合をば要求する。かくして意識の中に於て、主觀的には概念の因果性、即ち自由が成立し、客觀的には質料の因果性、即ち必然性が成立する。而かも自我はどこまでも此の兩方面の絶對的同一である。従つて、自由と必然とは、絶對的の對立たることは出来ぬ。こは、全く一つに歸しなければならぬ。即ち自由はそれ自から必然的である。吾人が schlechthin に服従する處の法則である。然るに若し吾人にして、自由

をば自由を以つて又自由の爲めに吾人の法則となすにあらざれば自由は決して法則ではなくして強迫となるであらう。而してまた若し法則にして自律的ならずば法則は決して自由でないであらう。かくて此の自由の法則に従ふ自由(Ertheit unter dem Gesetz der Freiheit)即ち絶對的自律(absolute Autonomie)は吾人の道德性の究極の原理でなければならぬ。それ故に吾人の道德性の原理は、『知性がその自由をば獨立性の概念に従ひて schlechthin に規定しなければならぬといふ知性の必然的思想である』と言ふことが出来る。(S. I. S. 453.)

此の如くにして、フイヒテに於て自由と必然との内的結合として演繹せられたる此の道德性の原理の性質は、假令それ自ら知性の絶對活動の知的直觀の上に基礎を有して居るとはいへ、それはどこまでも思想(Gedanke)であつて決して感情または直觀ではない。却つて毫も感情又は直觀をば混ぜられ得ない處の純粹思想(reiner Gedanke)でなければならぬ。これこの道德性の原理は全く自己自からの純粹睿智の直接的概念であるから。次に又此の道德性の原理は、必然的思想(notwendiger Gedanke)である。これ、それはよつて以て知性の自由が考へらるる形式に外ならないから。なほ又此の原理は、一義的、絶對的思想(erster und absoluter Gedanke)である。何となればこは思

惟者それ自からの概念なるを以て、こは自己の根據の歸結たる以外には何等の根據の上に立たず、又何等他の根據によりて制約せられないからである。而して此の思想としての道德的原理の内容は、先づ自由なる生類は、かくかく爲さざる可からず、(Das freie Wesen solle.) といふこと、次に、この法則は、絶對的獨立性即、それ以外の或物による絶對的不可規定性に外ならざること、而て最後に、この法則は、それが自由なる生類の原本的規定をば包含する故に、何等除外例なく、妥當する、といふこと、でなければならぬ。(S.d.S. 453—4)

#### 四、道德的原理の實在性及その可適用性

一、以上に於て吾人は、自覺の本質に於て自由と必然とが絶對的に同一であり、而してこのことよりして道德性の原理か、必然的に従ひ來ること、従つて自我に於ける、又自我に對するそのの妥當性が無制約的に確立せらるるといふことを見た。然しこの道德性の原理は、果してこれと同様の必然性を以て、此の世界に妥當し、これに適用せらるることが出来るであらうか。即ちこは、この世界に對して、同様の實在性を要求することが出来るであらうか。若しこの道德的原理の實在性、又は可適用性とい

ふことにして基礎付けられないならばこの道徳的原理は全く空虚のものとなつてこまうであらう。それ故に道徳的原理は、今やその實際的妥當性といふことに關して權利付けられなければならぬ。而かも此の權利付けは、かの道徳的原理そのものの權利付けの場合と等しく全く自我の本質よりして爲されなければならぬ、といふことは勿論である。

先づ或る原理の實在性 (Realität) 又は可適用性 (Adwendbarkeit) とは果して如何なる意味であらうか。而て如何なる實在性が、特に道徳性の概念に歸せるべきであらうか。今フイヒテに従へば、『一つの概念が實在性又は可適用性を有する、といふことは、吾人の世界、即ち吾人の意識の世界が、或る關係に於て、此の概念によりて規定せられることである。それ故に一つの概念の實在性を吟味するといふことは、如何にして、又如何なる仕方に於て、對象がこの概念によりて規定せらるるかを探究することである。』(S. d.S. 457) 例へばかの因果性 (Kausalität) の概念が實在性を有つと稱せらるるは依つて以つて吾人の思惟に於て、一つより他へ進み行くべき一定の結付き、即ち結果よりして原因を、又原因よりして結果を推定すべき一定の結付きが、此の概念により此の雜多の對象界に於て成立するからである。即ち、此の因果性の概念は、此の



對象界の必然的なる構成要素であるところに、その實在性は存するのである。

然しながら、今の道德性の原理は、此の因果性の概念と同様の意味に於て、果して世界構成の要素たり得るであらうか。元來道德性の概念は、その權利付けに従へば、こは存在する處の或物に關係せずして、存在しなければならぬ處の或ものに關係する。そは何等經驗的要素の混淆なく、理性の本質そのものとして現はれる。而てこは、獨立性又は自律性以外の何物をも要求しない。そは、何等經驗に關係しない。否なむしろ、凡て經驗より生ぜし物よりの規定に反對する。それ故に、今若し彼れの實在性につきて考ふるならば、こは、その單なる思惟によりて、現象世界の中に、或物が實現せられる、といふ意味であることは出來ぬ。此の概念の對象、換言すれば、此の概念による思惟によりて吾人に對して成立する處のものは、唯だ理念 (Idee) であり得るのみである。即ち、こは、吾人以外のこの現實世界に於て、それに對して或物が對應することなき、吾人の内部に於ける單なる思想 (bloßer Gedanke) である。然らば、此の概念の對象としての理念とは果して如何なるものであらうか。今吾人は、かの主觀にして、客觀 (Subjekt-Objekt) としの自我をば、決して思惟することを得ないと等しく、この理念も直接にこを思惟することは出來ぬ。即ち理念は思惟の課題 (Aufgabe) で

ある。これは、興へられざるものでなくして、課せられたものである。これより解決し行かざるべきものである。それ故に、この理念は、課題が理解せられ得る限りに於て、吾人の意識内に現はれ來るのみである。(S. d. S. 459)かくてここに、何を、吾人は、*Schlecht* *him*に爲さざる可からざるか(“Was sollen wir schlecht hin?”)といふこと、即ち吾人が追求し、實現して行かなければならぬ處の理念の内容、従つて、道徳的原理の内容は何ぞや、といふ問題が起つて來るのである。然しながら、今、吾人は吾人の活動の對象をば、此の感性界の中に有することなくしては、吾人は何物をも爲すことは出來ぬ。あらぬばならぬところのものは、あるところのものに結び付くにあらざれば、これは現實として現はれ來ることは出來ぬ。然らば、この實現せらるべき理念の素材としての對象界は如何にして成立し、又この理念従ふて道徳的原理に對して如何なる意味を有するであらうか、といふことが先づ第一に考へられなければならぬ。

二、今、*フイヒテ*に従へば、余は、或事をば爲さなければならぬ、といふことは余は、或事を余以外に産出(*Hervordringen*)しななければならぬ、といふことである。或は又、それは、決して存在せざるも、而かも存在すべきは、ずであるが故に、余に對して常に無限の標的となりかくて、決して完全にこれを實現することを得ないとするも、余はなほどこまでも、常

に、この標的へ向つて近づいて行かなければならぬといふことである。然しながら余は、果して此の如き、余の無限の活動の對象をば産出し行くことが出来るであらうか。若しこれが可能なりとせば、これは如何なる意味に於て可能であらうか。元來此の世界は、決して自我より全然獨立せる物、自體といふ如きものによりて成立せずして、こは自我の必然的對象である、即ち非我である、即ちこは無限の活動無限の努力としての自我が、その活動の必然的條件として自己自からを反省し、制限することによりて造りたるものなることをば、吾人はかの智識學によつて學び得たのである。即ち此の世界は、全く自由の實現といふことを外にしては、これを理解することは出来ぬ。それ故に、吾人は今、自由の實現としての此の世界成立の意味をば、道徳的原理の實在性の問題を解く爲めに一層明らかに考へて見なければならぬと思ふ。

さて此の問題の解決に關して、先づ吾人を導き得る處のものは、かの偶然性 (Zufälligkeit) の標徴は、吾人が或物をば自由の所産として考ふるといふことの記號である、少くとも、凡て吾人の自由の所産は偶然性的として考へられるといふことである。 (Zufälligkeit) 例へば表象は表象せられしもの存在に關して偶然性的として考へられる。即ち假令それが表象せられずとも、それは依然として存在し得ると、吾人は考ふるのである。

而てこは、吾人が表象をば、その形式に關しては、思惟の絶對的自由の所産として、而てその實質に關しては、思惟の必然性の所産として見出すからである。

此の如く、すべて現象界に於ける偶然的のもの (das Zufällige) は、或る意味に於て、全く自由の概念よりして導き出すことが出来る。即ちこれをば、自由の所産として考へ得るのである。然しながら、此の如きことは、果して眞に可能であらうか。今フイヒテによれば、この世界に於ける偶然的が自由の所産であるといふことは、理論的には、吾人の自由は、それ自から、吾人の世界の規定原理であるといふことに外ならない。元來それ自から絶對的自由及び獨立的として自からを立しなければならぬ處の理性生類は、同時に又理論的に或仕方にて、彼れの世界をば規定することなくしては、絶對的自由又は獨立的たることは出来ぬ。即ち彼れ自からの思惟 (Denken seiner selbst) 及び彼れの世界の思惟 (Denken seiner Welt) は、同一の作用 (Akt) によりて起る、而して此の兩者は絶對的に同一なる思惟である。又は同一の綜合の本質的部分である。即ち自由は、この世界の定立といふことに關して、それ自から又、一つの理論的原理である、と云はなければならぬ。

— 今若し、以上の如く、此の現實世界は、その一面に於て、理論的原理としての自由によ

りて規定せらるるといふ推定にして是認めらるるならば、而てこは又同時に吾人の義務の對象の領域をば造るものである、といふことが成立するならば、かの意識に向けられたる實踐的法則としての自由の法則は、理論的原理としての自由の法則が、知性それ自からの意識なくして創始したる處のものをば、唯だ繼承して行くに過ぎないこととなるであらう。即ち、こは自己の支配する領域をば自己自からによりて規定することになる。而て此の法則は、先づ或物をば schlechthin に規定する。而て此の規定せられたる或物は、此の自由の法則により、かくかくの性質を有するものとして立せられる。かくて此の自由の法則は、その領域の下に立つ處の吾人の實踐的自由によりて此の或物をば、時間的過程の中に、同一の性質に於て保有し行くのである。それ故に實踐的機能に於ける此の法則の内容は、これを、即ち『汝以外の事物の原本的规定又は究極目的について、汝の認識に従ひて行爲せよ。』Handle deiner Erkenntnis von den ursprünglichen Bestimmungen (den Endzwecken) der Dinge an-sich dir gemäss; S. d. S; 463) として表はすことが出来る。例へば、今余の自由といふ概念に關して、理論的には『凡ての人間は自由なり』といふ法則が立せられるが、こは實踐的には『汝は人間をば schlechthin に自由なる生類として取扱はざる可からず』といふ命令の形に於て現はれて來る。

即ち吾人外の事物は、吾人がそれをば究極目的として取扱ふべきであるが故にこの究極目的をば有し、又吾人は、それが此の究極目的を有するが故にそれをしか取扱ふべきである。かくして、吾人は、事物の究極目的または本性に従ひてこれを取扱ふことによつて吾人が爲さねばならぬところのものについての求められたる理念及び吾人が、それに於て、此の理念の實現に近付き行かなければならぬところの *Substrat* をば同時に發見することが出来るのである。これ、この理念と *Substrat* とは決して別異のものでなく、同一本質をば、目的概念として見れば理念であり、認識概念として見れば *Substrat* であるからである。これを要するに理論的と實踐的とは、道德性の原理に於て内的に結び付いて居る。即ちこの道德性の原理は『それ自から理論的』として、法則の質料又は内容を與へ、實踐的としては、法則の形式又は命令を與ふる所の理論的、原理である。『*in sich selbst*』それ故にかの理念又は當爲の實現の必然的條件としての對象界は、この道德的、原理に於て實踐的自由と理論的自由とが内的に結び付いてある、といふ點に於て、保證せられ得なければならぬ。吾人はなほ進んで、自由とそれの對象との關係をば一層深く考へて見なければならぬ。

三、フイヒテに従へば、自由の能力 (*Vermögen der Freiheit*) の概念は、自由なる生類 (*Freies*

(Wesen) の概念又は觀念的表象である。今此の自由なる生類の概念は、意欲の現實性及びその知覺が無くしては可能でない。それ故に、この自由の能力又は自由なる生類の概念に對して單なる表象と意欲との必然的結合が主張せられなければならぬ。然らば此の兩者の結合は如何にして又如何なる意味に於て可能であらうか。

今この單なる表象と意欲との關係は、かの主觀的と客觀的との關係と同一であると考ふことが出来る。即ち前にも述べたる如く、余は余をば原本的には、同時に主觀及び客觀として見出す。而てこの兩者の一方は、他方との對立及び關係によるにあらざれば、これを理解することは出来ぬ。即ち何れの一方も自己自からによりて規定せられない却てこの兩者の共同的絶對的規定が即ち自發性一般 (Selbsttätigkeit überhaupt) である。而て彼等が相異れる限りに於て彼等は唯だ間接に、可規定的たるのみである。今余は絶對的自由活動的であり而てこれに於て余の本質は成立するのである。然るに、余の自由活動は、それが客觀的となる時に於て、それは、余の意欲 (Wollen) であり、而て此の同一の自由活動が、主觀的となる時に、余の思惟 (Denken) となるのである。それ故にこの意欲と思惟との兩者は同一自由活動の兩面なる點に於て互に內的に結付いておると言はなければならぬ。即ち意欲に對しては、目的の自發的理解

(frei-tätiges Bergellen des Zwecks). 又は概念による目的の絶對的産出が豫想せられる。此の目的概念の産出に於て、自我の状態は全く觀念的 (ideal) であり、又主觀的 (subjektiv) である。而かもこは表象せられる。絶對的自發性を以て表象せられる。これ目的概念は全く表象作用の所産に外ならないから。又こは未來の意欲に對する關係に於て表象せられる。何となれば、若し然らざれば、こは決して目的概念でないから。而て此の目的概念に於て、余は現實的意欲 (wirkliches Wollen) へ移つて行く、即ち余は目的をば意志するのである。而かも此の意志の状態をば、人は、彼が意欲し得るところのもの、單なる表象よりして區別する。然らば今意欲の對象の單なる表象を外にして、此の意欲の状態とは果して如何なるものであらうか。そは、即ち思惟の場合と等しく、かの絶對的自發性、そのものに外ならない、但し思惟の場合と相異なる他の特色を以て。然らばこの特色とは何であらう。そは明らかに知識作用 (Wissen) に對する關係である。即ち余の意欲は、それ自から知識ではないが然し、余は余の Wollen をば、wissen しなければならぬ。即ち余の意欲は實際、余に於て意識せられて居なければならぬ。従つてこの特色は、單なる客觀性 (lose Objektivität) の特色でなければならぬ。かくて、前に主觀的であつた意欲は今や客觀的となつて來たのである。而て



こは、知識作用といふ新たなる主觀的が加はり來りたること、及び自發性の絶對的充足といふことによりて然るのである。(G. H. W. 1819) それ故に意欲の單なる表象は、『絶對的自發性によりて規定せられたる主觀的より客觀的への絶對的移行きの表象』である。而てこは實に凡ての自由意欲(heiles Wollen)の一般的形式であるとフイヒテは言つて居る。(G. H. W. 180.) 然らば此の自由意欲はその對象に對して現實的因果性を有することが出來るであらうか。これが次に起つて來る問題でなければならぬ。

四、フイヒテ以爲らく、余は或物(ens)であることなしには、余に對して存在すること出來ぬ。而て余は唯だ感性界に於てのみ ens たるのである。然しながら余は又自我(Ich)であることなしには同じく余に對して存在することは出來ぬ。而て余は唯だ叡智界に於てのみ自我たるのである。而も此の叡智界は知的直觀によりて吾人に對して現前し來るのである。今此の或物としての余と自我としての余との間の結合點は、余は概念に従ふ絶對的自發性によりてのみ、余に對して、感性界に於て余があるところのものたるのである、といふことに存する。而て又叡智界に於ける吾人の存在は道徳法(Sittengesetz)であり、感性界に於ける吾人の存在は、現實的行爲(ethische That)である。而て此の兩者の結合點は、後者即ち現實的行爲をば、前者即ち道

徳法によりて規定する絶對的能力としての自由 (Freiheit) である。(S. d. S. 456) 即ちこの自由の概念は、それが叡智界と感性界との結合點たる限りに於て理性的生類としての吾人が、この世界に對する現實的因果性の根據となるのである。

前にも述べたる如く、今若し吾人にして自我をば**原本的**に (originell) に考ふれば、吾人は、その規定をば、**傾向** (Tendenz) 又は**衝動** (Trieb) としての外は、これを表はすことは出来ぬ。自我の客觀的性質は、決して *sein* でも又 *Bestehen* でもなす。自我の本性は絶對的活動そのものに外ならない。而て此の絶對的活動は、これが客觀的に發展し來る場合は即ち衝動として發現し來るのである。即ち自我は衝動として自らを見出さなければならぬ。又は *erzwingen* として現はれて來なければならぬ。それ故に、自我は、かく衝動なると共に、刺衝せられしものとして自からを感ずる。即ち、『自我は客觀的には *gefühlen* として立せられ、主觀的には、此の衝動をば *fühlen* するものとして立せられる。』而て此の衝動及び感情の定立は吾人の反省、從つて自由より獨立する。かくて、そこには、**原本的**に規定せられたる衝動、及び感情の體系 (System von Trieben und Gefühlen) が存在しなければならぬ。然るに今『自由より獨立して打建てられ又は規定せられたるものはこれを**自然** (Natur) といふ。それ故にかの衝動及び感

情の體系は、これを自然として考へなければならぬ。』(S. d. S. 303) 而て、余は、此の如き衝動及び感情の體系なる限りに於て『余は、余の理性の獨立性及び余の自由にかかはらず、Naturである。而てこの余の、Naturは即ち衝動である。』(S. d. S. 303) 然るに衝動は、本來こは内的に自己自らに對して *Willsum* なる自己自から規定する處の力である。而かも、衝動の此の自己規定は、決して氣隨的に爲さるるのでもなく、又概念によりて生ぜらるるものでもない。こは全く、Naturによりて立せられるのである。従つてこは自然の所産であると考へられるのである。然るに今此の自然としての衝動は、自我の法則に従ひ余の反省の對象とならなければならぬ。而かも余が絶對我にあらずして實踐我たる限り、余の衝動に對する反省によりて、余は或る物の缺乏、(*Unruhe*) を感ずる。而てこの缺乏の感はやがて憧憬、(*Sehnen*) の感情なのである。而てかの衝動そのものが余に於て存し且つこれを感じるといふことは余に依存せざるも、これが満足と否とは常に余に依存するを以て、ここに始めて余に對して、道德の領域は始りま來るのである。然るに、此の未だ規定せられざる憧憬の感情は、更らに反省の對象となりて、規定せられ、ここに欲求、(*Begehren*) が生じて來る。而て此の如き憧憬又は欲求等の如き、自然的衝動、(*Naturtrieb*) の對象となるものは凡て自然物又は自然

物と余との或る關係である。従つてこは空間的である。而て空間的のものと結合せんとするものはそれ自身又空間的でなければならぬ。かくて自然的衝動を有する自我は、必然的に自から空間中に存在しなければならぬ。即ち衝動とそれの對象との結合點として、換言すれば意志の直接的機關として、自我は、その身體(Leib)をば有しなければならぬのである。(S. 11. S. 402, 522.)

然しながら、自我は、此くの如く、單に自然的衝動たるに止まらずして、それは反省し、而てこの反省によりてそれはどこまでも意識の主體(Subjekt des Bewusstseins)である。自然的衝動としては、それは唯だ享樂(Genuss)を欲するのみである。而てこの享樂は常に對象によりて制限せらるる點に於て、それはどこまでも對象に依存して居る。即ち「人間が單なる享樂へ向ひ行く限りに於て、彼れは所與に、即ち彼れの對象の、現存に依存する。然し人間が唯だ、一般に、反省し而てそれによりて意識の主體となる限りに於て、彼れは自我となる。而て意識の主體として、又最高意義に於ける知性として、自己自からによりて schlechthin に自からを規定する理性の傾向(Tendenz der Vernunft)が彼れの中に現はれて來るのである。」(S. 11. S. 534.) 然しながら此の自然的生類としての余の衝動と、純粹精神としての余の衝動、即ち自然的衝動(Naturtrieb)と、純粹衝動(reiner

trieb) とは、自我に於て如何なる關係を有するであらうか。これは、全く、二つの異つた衝動であらうか。否、此の兩者は、先驗的見地よりすれば、全く、余の本質を構成する處の唯一の、原、本、的、衝、動 (Urtrieb) より生ぜし處のものでなければならぬ。即ち、この原始的衝動が二つの相異なる方面より見られたものがこの二種の衝動である。而て此の原始的衝動は、かの自我そのものの如く、全く主觀にして、客觀 (Subjekt-Objekt) であつてこの原始的衝動が意識の中に、客觀的衝動と主觀的衝動、即ち自然的衝動と純粹衝動として現はれ來るに過ぎないのである。

然しながら、これが爲めに此等兩種の衝動の關係は決して同等のものではなくして、こは、高、下、の關、係、又包、括、と被、包、括、との關係に於て立つものでなければならぬ。フィヒテによれば元來『反省するものは、反省の直觀によりて、反省せらるるものよりも一層高等である。即ち前者は後者以上に自らを擧揚し而て之を包括するのである。』(F. H. S. 175) 今吾人は、自然的衝動によりて、享樂を欲求し自からをば對象に依存せしめ、又、純粹衝動によりて絶對的自發性をば欲求し、享樂に反對して、吾人をば、この對象より獨立ならしめんとする。而て、吾人は反省によりて、此の自然的衝動以上に、即余の自然従つて全自然以上に吾人を擧揚する。而して自己の純粹自發性に向けられ

たる、この擧揚し解放する處の精神的衝動がやがて、高等衝動であつて、單なる享樂に向けられたる自然的衝動は下等衝動である、といふこと、そのことに關してかの道德的行爲は、人性中に、その基礎を有することとなるのである。然しながら、この同一自我を構成し、而てその意識中に、必然的に分化し來りたる此の兩種の衝動は、また意識の領域内に於て再び結合せられんことを要求する。而て一つは純粹活動へ、他は與へられたる對象へ向ひ行くを以て、それは唯だ、同一努力に、於て、活動と對象とが、透徹 (durchdringen) する、といふことによりてのみ結合せられることが出来る。即ちこの結合は、『その究極目的が、絶對的自由、又は、凡ての自然よりの絶對的獨立である處の客觀的活動 (objektive Tätigkeit)』に於てのみ成立することが出来る。而て此の如く純粹衝動と自然的衝動との結合として自己自からを、客觀的に發展せんとする原本的衝動は、これやがて、倫理的衝動 (sittlicher Trieb) に外ならない、而て此の純粹衝動と自然衝動とが、必然的に客觀的活動に於て結付かなければならぬ、といふこと即ち道德的活動が必然的に倫理的衝動として客觀的に發展しなけばならぬ、といふことの中に、世界そのものの創造があり、從ふてそこに道德法の實在性又は可適用性の根據が存在するのである。但し此の絶對的自由又は絶對的獨立として吾の人の究極目的は、

吾人が有限なる理性的生類たる限り、こはどこまでも無限の中に横はり、決して完全に到達することを得ざる目的である。吾人は唯だこの絶對的目的を追ふて永久に努力しなければならぬ。即ち此の自我於ける純粹衝動と自然的衝動、理想的と現實との對立は永久にこを打超ゆることを得ざる對立である。而かも、この兩者の對立に於て、始めて、吾人の道德性(moralität)は成立し、而て此對立をどこまでも克服し、道德性が自己自からを起超して、神聖性(Heiligkeit)の境地に入らんとする所に吾人の道德性そのものの本質は在するのである。

五、さて以上の如く、倫理的衝動は、純粹衝動と自然的衝動との結合である。即ち純形式的なる觀念的活動としての純粹衝動が、實質的活動としての自然的衝動をばその内容としてとり入れたるものが、やがて客觀的活動としての倫理的衝動である。それ故に、此の客觀的活動、従つて實際的行爲に於ては、決して自然的衝動の否定をば要求しない。自然的衝動の否定は、これ、道德的活動の必然的なる一要素の否定である。それ故に、道德的行爲は、自然的衝動の否定を要求せずして、唯だ、その繫縛よりの解放、又は自由の目的の下に、それをば服従せしむることを要求する。即ち凡ての道德的行爲は、その實行により、無限に、自我が絶對的、獨立的となるところの系列中

に存在しなければならぬ。』(S. d. S. 547.) 従つて又それは、この究極目的への漸次的接近に於て成立する。即ち絶對的獨立性は前にも述べたる如く、決して吾人の状態 (Zustand) ではなくして、吾人の課題 (Aufgabe) である。吾人の職分 (Bestimmung) は、決して自由であるといふことでなくして、自由となるといふことである。而て、吾人は、此の必然的に無制約的に立せられたる、而かも決して到達せられざる目的に向つて無限に努力する時に始めて吾人の道德性を全うすることが出来るのである。かくて、常に汝の職分を充たせ、』(Etille: jedesmal deine Bestimmung; S. d. S. 544.) といふことが吾人の道德的行爲の一般的形式でなければならぬ。

然しながら、ここに注意すべきは、この自己の職分の充實、といふことは、どこまでも意識的であつて、決して、無自覺的又は衝動的であつてはならぬと言ふことである。元來道德的命令は、フヒテに従へば、前にも述べたる如くそれ自からとしては、どこまでも概念であつて決して衝動であつてはならぬ。即ち衝動は決して、道德的命令ではなくして、却つてこの命令をば打建つる爲めに吾人を feinden するところのものである。それ故に道德的命令は、どこまでも吾人自からの所産でなければならぬ。吾人が概念に適する本質、即ち知性なる限りに於て、それは、吾人自からの所産でなければな



らぬ。(S. d. S. 378—9) かくて、余は『自由に行爲しなければならぬ。余は嚴肅なる自我として、知性として、余を規定しなければならぬ。従つて余は、余の絶對的、自己規定の意識を以て行爲しなければならぬ。換言すれば、余は、依て以て、余が行爲する處の根據をば意識しなければならぬ。』(S. d. S. 347—8) 即ち余は、絶對的、當爲 (absolutes Sollen) の意識又は義務 (Pflicht) の意識を以て行爲しなければならぬ。従つて、又『余は、決して、余の確信 (Überzeugung) に反して行爲してはならぬ。』かくて、かの、『常に汝の本分を充たせ』と云ふ道德的法則は、又これを、『常に、汝の義務の最上の確信に従ひて行爲せよ。』(Handle stets nach bester Überzeugung von deiner Pflicht.) 又は『汝の良心に従ひて行爲せよ。』(Handle nach deinem Gewissen.) (S. d. S. 350) と云ふ形に於てこれを表はすことが出来るのである。而て、こは實に、かのカントの純形式的なる道德法の規定に對して、その動機性をば與へしもの、此の意味に於て、こは却つて一層道德法の本質的規定に進みたるものである考へられる。(余は、カントの道德法の第一の形式は、どこまでも道德的價值に關する形式的標準を示したものであつて、決してその動機性を規定したものであると思ふ。即ち『吾人は吾人の行爲の格率が、普遍的法則となることを意志しなければならぬ。』といふことは、全く『一般に行爲の道德的評價の規範』なのである

(Gr. z. met. d. Sitt. 59) それ故に、こはかのリールの解する如く、嚴密には、倫理學の原理ではなくして、むしろどこまでも道德の公式である言はなければならぬ。かの道德法に對する畏敬の情 (Achtung) といふ如きものが、却つて眞に動機性を規定するものであり、従つて眞に道德の原理となるべきものではないかと思ふ。而て此の畏敬の情又は義務の意識をば、道德法の内容に引き入れ、一見素朴的なる、而かも一層深き根據にかへりて、道德法の形式性に對して、動機性を與へんとしたる處に、却つて深い意味があるのではないかと思ふ。

## 五、良心及義務の概念——道德的原理の確實性

一、以上に於て、吾人は、フィヒテに從ひて純粹事行の概念より出發し、自我に於て、かの主觀的と客觀的、表象と實在、自由と必然とが內的に結付くところに、自由の法則としての道德的原理の成立する所以を考へ、而て此の道德的原理が、自由を通じてその對象をば要求し創造する意味を考ふることに、よりて道德的原理の實在性と可適用性とを證し、かくして常に良心の聲、義務の最上の確信に從ひて行爲せよ、といふ道德的原理の一般的形式をば規定したのである。然しながら、此の良心又は義務の本質は果して如何なるものであらうか。又この良心の聲、義務の確信は、如何なる意味に

於て、その普遍妥當性と共に、正當性、確實性を有するであらうか。即ち道德的原理は如何なる意味に於て、吾人の行爲の絶對的標準となり得るか。これが次に起つて來る問題でなければならぬ。

今吾人の倫理的衝動は前にも述べたる如く、純粹衝動と自然的衝動との結合によつて成立する。而て前者は、どこまでも絶對的自發性、即ち自由の爲めの自由を要求し、後者は享樂の爲めの享樂を要求する。それ故に、純粹衝動の要求の充足は、自然的衝動の要求の充足よりも全然異つた満足的情を吾人に與へなければならぬ。即ち若し吾人にして、この純粹衝動を満足せしむるならば、吾人はこれによりて一つの理想を解決したのである。爲すべき筈のものをば爲したのである。又は、吾人が充分の意識を以て、目的として立したるところのものをば到達したのである。而て此の如き行爲は必然的に、嘉納 (Billigung) の感情によつて伴はれなければならぬ。吾人は、此の如き行爲を以て、吾人の最深の自我に満足を與ふるものである。従つて此の如き行爲は、又、必然的に満足 (Zufriedenheit) の情を伴はなければならぬ。而て此の嘉納又は満足の感情は、かの自然的衝動の充足に伴ふ如き、單なる、感性的快樂ではなくして、全く倫理的感情であると言はなければならぬ。而てこの感情は、これをば、一つの感情能力として考ふれば、これやがて吾人の良心 (Gewissen) に外ならないのである。そ

れ故にこの良心は、吾人の行爲より起り來れる吾人の現實の狀態と、かの絶對的自由に向ひ行く吾人の純粹衝動との一致又は不一致の感情である。經驗我と純粹我との調和不調和の感情である。又は『吾人の特定の義務の直接的意識』である。『それ、自から法則を興ふるところの法則』である。(S. d. S. 567) 又良心は『如何なる他の意識もそれ以上に逸出せざるところの、吾人の純粹なる原本的自我の直接的意識である。而てこは何等他の意識によりて檢證せられ是正せらるる事を得ない處のものであり、却つて、凡ての確信 (Überzeugung) の批判者であつて、自己以上に何等より高き批判者を認めない處のものである。即ちそは終審の判決者であつてそれ故に inappellabel である。良心以上に逸出せんと欲することは、自己自からより逸出し、自己自からより分離せんと欲することである。』(S. d. S. 568) かくて良心は、凡ての確實なるものの中に於ける最も確實なるものである。即ち Gewissen は Gewissenssache である。それ故に、フイヒテは、『良心てふ名稱は、最も適切に擇ばれたる名稱である。即ちこは、それなくしては一般に、何等の意識も存せざる如きもの、直接的意識である。又は吾人のより高き本性及び絶對的自由の意識である』と言ふてゐる。(S. d. S. 541)

此くの如くにして、良心は、吾人の行爲及び意欲の意識に於て、吾人の絶對的目的としての自由をば指示する。此の絶對的自由は必然的である。而かもこは現實の狀

態として必然的にあらずして、目的として必然的である。それは自然法ではなくし、道徳法である。それはあるところのものではなくして、あらねばならぬところのものである。これは或物に對する手段ではなくして、それ自身目的である。即ち究極目的である。而て此の如き究極目的又は無制約的當爲は、これやがて義務 (Pflicht) に外ならない。即ちこの義務は意識せられたる目的であり、又吾人の行爲の意識せられたる動機である。否、この義務は感性的表象の法則によりて、感性界に自からを變じたところの睿智的自體 (das intelligible An sich) である (S. d. S. 506)。それ故に義務は決して衝動として働かない。吾人はこの義務の意識によりて、却つて自からを *treiben* しなければならぬ。而て吾人は吾人の確信よりしてのみ合義務的に行爲し得るのである。即ち自からをば決して對象に依屬せしめず、而て自己の行爲をばかの絶對的獨立性の目的へ近付け行く處に、吾人の道徳的行爲は成立するのである。

二、然しながら、今ここに問題となるは、以上の如く、良心にして、決して誤ることなき實性を有し、義務の確信にして、凡ての眞實性の根據なりとせば、吾人に於ける誤謬又は罪惡は、これを如何に説明すべきであらうか。吾人の良人又は義務の確信は絶對的に誤ることのないものであらうか、若しどこまでも誤ることなしとせば、これは如何なる意味に於てであらうか、吾人は、此の疑問に答ふる爲に、翻つて今一度吾人の *Ueberzeugung*

ding) の確實性の意味を反省して見なければならぬ。

フイヒテに従へば、今若し余の確信にして眞に誤ることありとせば、余は實際に於て余の義務を爲さざりしのみならず、却つて義務に反せることを爲したることとなるであらう。然らば余は、如何なる限りに於てこの義務の確信に安んじ得るであらうか。こは、疑ひもなく、余の確信が誤り得るといふことは不可能であると信ずる限りに於て、余はこれに安んじ得るのである。それ故に、余は、余の行爲に於て、唯だに余の現實の Überzeugung の概念を保持するのみならず、又此の現實の確信をば、余の凡ての可能的確信に於ても保持するのである。否な、余が、現在表象し得る限りに於て、確信の全體系に於てもこれを保持するのである。而て此の如き比較 (Vergleichung) 及び檢證 (Prüfung) は即ち義務である。これ余は、余を、überzeugen しなければならぬからである。若し余が合義務的に行爲するや否やといふことが、余に對して無關心のならずして、却つてこは余に對して、余の生活の最高の事件であるとすれば、余の確信が眞であるか、又は誤れるか、といふことは、余に對して、決して、無關心のたることは出來ぬ。それ故に、特殊の場合に於ける余の確信の正當性 (Richtigkeit) をば、この確信と凡ての可思惟的確信との間の結合が、余に保證するのである。而て此の兩者の一致が存在するや否やといふことの吟味は、それ自から又義務なのである。 (S. 1010) 然る

に、又他方より考ふれば、余の確信の全體系は、これにつきての余の現在の確信によりての外は、如何なる仕方にも於ても與へらるることを得ない。余が個々の場合の評價に於て誤り得るやうに、又余は余の評價一般に於ても、或は余の全確信の確信に於ても誤り得るのではあるまいか。かくて余の道徳性、即ち余の絶對的自發性及び良心の平安(Gewissen-ruhe)は、偶然(Zufall)に依存する、といふことになるではあるまいか。それ故に、若し、義務に對する余の確信の正當性の絶對的標準(absolutes Kriterium)にして存在せざるならば、吾人の合義務的行爲は全く不可能となつてしまふであらう。然らば此の如き、吾人の義務の確信の正當性についての絶對的標準は存在しないであらうか。吾人は今此の如き絶對的標準をば、かの道徳法に於て見出すことか出来る。即ち此の道徳法によりて、此の如き合義務的行爲は、schlechthinに可能である。吾人は、道徳法の存在及びその必然的因果性よりして、認識能力に於て、或る事をば斷定するのである。吾人は、かのカントに於ける如く、理論理性に對する道徳法の上位(Primat)をば認めなければならぬ。即ち、これなくしては、一般に何等の義務も存在することは出来ぬ。而してこれをば眞なりと考ふることは、やがて又それ自から義務である。(S. I. S. 559.)

三、今道徳法は、或る一定の確信をば要求し而てこれを autorisieren する。而かも道

徳法は認識能力にあらざるが故に、それは、その本性に従ひて、此の確信をば、自己自らによりて打建つることは出來ぬ。却てこの確信は、認識能力により、又は反省的判斷力によりて見出され、規定せられる、といふことを、道德法は期待する。而てかくして、それは、この確信をば、autorisierenし、それに満足することを、義務となすのである。元來理論的能力は、それが是認せられ得るところのものをば、つきとめるまで、その進行をば續ける。即ちそれは、かの正當性の標準をば、自己自からの中に包有せずして、却つて此の標準は、人間に於ける最高、最深、の本質なる實、踐的（das Praktische）の中に存在するのである。然らば、道德法による義務に對する理論的判斷の保證は如何にして現はれ、又吾人は何に於てそれをば認識するのであらうか。フイテによれば、今實踐的能力は、決して、理論的能力ではない。それ故に、それは、それ自身にては、何等特定の行爲をば與ふることは出來ぬ。此の特定の行爲は、唯だ、反省的、判斷力によりて求むべきである。然るに、一般に行爲する處の衝動が存在する故に、此の衝動は吾人の判斷力をば規定する、但しこは、吾人の衝動が、實質的に判斷力に對して或物を與ふるといふことではなくして、形式的に、判斷力がこの或物を、求むるといふことである。かくて倫理的衝動はここにては、一定の認識への衝動として現はれる。然るに判斷力が、なほその對象をば求めて而かも得ざる間は、かの自由なる構、想、能力（Einbildungsvermög



(iii) は、依然として對立の間を彷徨する。而て此の如くその對象を求むることは衝動によりて起こされ、而て此の衝動は未だ満足せられざる限りに於てそこに疑の感情 (Gefühl des Zweifels) が存する。然るに判斷力が、その對象をば見出すや否や、一致の感情 (Gefühl der Zusammenstimmung) によりて、それは求められたる對象である、といふことが見出される。かくして、かの構想力は、今や、凡ての實在性の場合と等しく、拘束せられ、強迫せらるるようになる。即ち吾人は、この對象をば此の如きものとして以外には、これを認むることは出来ないのである。即ちそこには、凡ての感情の場合に於ける如く強迫 (Zwang) が存する。而てこのことがかの安心及び満足の感情と結合せらるる處の直接的確實性 (unmittelbare Gewissheit) をば認識の中にて、與ふるのである。かくて凡ての確實性は、かの疑惑と同じくそれ自身主觀的である。これは直接に感ぜらるべきものであつて決して判斷力の客觀的性質より出で來るものでない。『余が疑ふか、或は信ずるかといふことをば、余は、その正當性が、再びまた新たな證明を要し、かくて無限に進み行く處の論證によりて有しない。却つて唯だ直接的感情によりて、これを有するのである。』それ故に吾人の確信の正當性の標準は、どこまでも內的である。外的又は客觀的標準は存在しない。又存在することを得ない。これ、自我は、それが道德的として考へられる處にては、全く自律的であり、從て、かれ以外に存

在するところの凡てよりして獨立的でなければならぬからである。之を要するに、『余が、道德的、生類たる限りに於て、確實性は余に對して可能である。これ凡ての理論的眞理の標準は、それ自身けつして理論的でなくして實踐的である。理論的認識能力は決してそれ自から批判し確證することは出来ぬ。却つてそれに於て義務が歸せられなければならぬところのものは實踐的であるかである。それ故に、かの標準は唯だに吾人の義務の直接的認識に對してのみならず、又一般に、凡ての可能的認識に對しても妥當なる處の、普遍要標準である。これ、少くとも、間接に、義務に關係を有せざる處の認識は實際存在しないからである。『So ist es』かくて、吾人が、自己に對して、どこまでも純粹であり、自己の最深の本質に従ひ、良心の聲に聞き、義務の確信によりて思惟し行爲する限り、眞理の絶對的標準は吾人に對して可能である。吾人はこれに於て決して誤謬に陥る如きことはない。吾人に於ける凡ての誤謬及び罪惡は、唯だ吾人が自己に對して純粹になり得ざる處に生ずる。良心の聲に従ひ、無限の理想を追ひ、無限に努力することの失はれたる處に生ずる。即ち若し吾人に、根本惡 (nikales Böse) なるものありとせば、これは唯だ怠惰 (Eigheit) 卑怯 (Feigheit) 及び虛僞 (Falschheit) に外ならない。而してこれ等を克服しながら、自己の最深最奥の本質に歸り行く處に、のみ、吾人の生活の意義と價值とが存すると言はなければならぬ。(完)